

(案)

国土建第 3 5 1 号
平成 2 5 年 月 日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下、「法」という。）第 2 6 条、建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号。以下、「令」という。）第 2 7 条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）については、監理技術者制度運用マニュアル（平成 1 6 年 3 月 1 日国総建第 3 1 5 号。以下、「制度運用マニュアル」という。）により、その適正な配置をお願いしてきたところであり、また、現場代理人については、公共工事標準請負契約約款（以下、「標準約款」という。）において、常駐義務緩和に関する規定が設けられているところですが、今般、その取扱い等を下記のとおり定めたので通知します。

これを踏まえ、建設工事の適正な施工の確保に資するよう、当該取扱いについてご理解と適切な実施をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

また、「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」（平成 2 4 年 2 月 2 0 日付け国土建第 2 6 8 号）は、廃止します。

記

1. 令第 2 7 条第 2 項の当面の取扱いについて

令第 2 7 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

(案)

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(※)で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。

(※「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」(平成24年2月20日付け国土建第268号)から追加された部分)

- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

- (3) (1)及び(2)の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成22年7月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定(標準約款第10条第3項)が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」(平成23年11月14日付け国土建第161号)(別紙1)において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、制度運用マニュアルのほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」(平成21年6月30日付け国総建第75号)(別紙2)において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上

(案)

【別紙 1】

国 土 建 第 1 6 1 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 4 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年 7 月の公共工事標準請負契約約款及び建設工事標準下請契約約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定が追加されたところですが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項について、別添のとおり公共発注機関の長に通知したところです。

貴団体におかれましては、建設工事標準下請契約約款の運用についても、別添を参考にして頂き、適切な運用に努められますよう、会員企業への周知をお願いいたします。

(案)

【別添】

国 土 建 第 1 6 1 号

平成23年11月14日

各発注機関の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年7月の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第10条第3項）が追加されたことを受け、他の工事の現場代理人を兼ねるようになった例もありますが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項は下記のとおりですので、参考にされるとともに、適切な運用に努められますようお願いいたします。

記

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられている（標準約款第10条第2項）。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合^(※)には、例外的に常駐を要しないこととすることができるものとされた（標準約款第10条第3項）。

（※）工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合

具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについては、受注者から現場代理人に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて発注者が判断すべきものであるが、その基本的な考え方を示せば次のとおりであ

(案)

る。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することが考えられる。

(2) (1) 以外にも、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することが考えられる。

① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること）

② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

また、常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能となったところであるが、これまでの運用実態も踏まえると、兼任を可能とする典型的な例としては、(2) ①及び②並びに次のアからウまでの全てを満たす場合が挙げられる。

ア 兼任する工事の件数が少数であること

(工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、例えば2～3件程度)

イ 兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること

(工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば同一市町村内であること)

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

なお、上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意する必要がある。

(案)

【別紙 2】

国 総 建 第 7 7 号
平成 2 1 年 6 月 3 0 日

建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について

建設業法第 2 6 条に定める工事現場に置く主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、請負代金の額が 2 千 5 百万円（建築一式工事である場合にあつては、5 千万円）以上の一定の建設工事については、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされているところです。「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成 1 6 年 3 月 1 日付け国総建第 3 1 5 号。以下単に「運用マニュアル」という。）に基づき、かねてよりその適正な運用をお願いしているところですが、このうち、監理技術者等の専任を要しない期間については、適切な運用が行われていない事例が見受けられるところです。

建設工事の適正な施工を確保しつつ、建設業の生産性の向上を図るためには、専任を要しない期間についても適切に設定することが必要であることから、その設定に当たっては下記の事項に特に留意するよう、当職から公共工事発注担当部局の長等の関係者に対し通知しました。貴職におかれましては、貴団体傘下の会員等に対し、適切な周知をお願いします。

記

1. 工事現場に設置する監理技術者等については、建設工事の請負契約の締結前においては、その設置が不要であることは当然のことであるが、請負契約の締結後においても、運用マニュアルで定める一定の期間について、発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていることを条件に、たとえ契約工期

(案)

中であっても工事現場への専任は要しないことに留意すること。

特に、運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」で定めている①「請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）」、及び同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない期間とされているものの、専任を要しない期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていないために、必要以上に専任を求められる事例が見受けられる。したがって、以下の記載方法例を参考にして、工事現場への専任を要しない期間を明確にすること。

また、発注者は、工事現場への専任を要しない期間を書面により明確にしている場合には、当該期間に監理技術者等の専任を求めることのないようにすること。

なお、同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しないことに留意すること。

<記載方法例>

※設計図書（仕様書又は現場説明書）に以下の事項を記載する。

①現場施工に着手するまでの期間に関する記載方法例

【現場施工に着手する日が確定している場合】

- 請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②検査終了後の期間に関する記載方法例

- 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

.....

2. 運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」③中「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事」について、工場製作のみが行われている期間は監理技術者等の工事現場への専任を要しないこととされているが、これは、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター」の工場製作を含む工事に限る趣旨ではなく、発電機・配電盤等の電機品などを含め、工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間における工事現場への専任を要しないとの趣旨であること。

○監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日国総建第315号)(抄)

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
 - ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

(以下略)